

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年1月25日午後3時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 15名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 船山 利美 5番 安達 芳紀 7番 遠藤 敬一
8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司 10番 高橋 隆
11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一 13番 大河原 清
14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
6番 小野 博 17番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議 第3号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後3時00分）

平成30年1月18日南農委告示第1号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は15名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、6番小野博委員、17番黒澤ちよ子委員の2名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

15番峠田一徳委員、16番本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 15番 峠田 一徳 委員
16番 本間 仁一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が4件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外2筆 田 合計2,487㎡を賃借人の希望により合意解約するものです。

大坂事務局長補佐 2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外3筆 田 合計7,495㎡を賃借人の希望により合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外3筆 田 合計7,488㎡を賃借人の希望により合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外2筆 田 合計2,200㎡を賃借人の希望により合意解約するものです。

議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第5議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転4件、賃貸借権設定4件、合計8件の許可申請があったのでご提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲外2筆 畑 合計131㎡について所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 19㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■が労力不足のため、規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計577㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 69㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

大坂事務局長補佐

5番につきましては、■■■■と■■■■の間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 2,858 m²について、新規の5年で10月31日支払、物納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 畑 3,024 m²について、新規の2年で11月30日支払金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外2筆 田 合計7,265 m²を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外11筆 田 14,988 m² 畑 886 m² 合計 15,874 m²を新規の3年契約で、11月30日支払、金納となっております。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

初めに議第1号1番の現地調査について15番峠田一徳委員より報告をお願いいたします。

15番
（峠田一徳委員）

冬季間のため直接現地を確認することはできませんでしたが、私の耕作地の隣接地であり日ごろから見ており、耕作され周辺農地への影響ないことを確認しております。

議長（沼部会長）

次に2番の現地調査について7番遠藤敬一委員より報告をお願いいたします。

7番
（遠藤敬一委員）

現地は把握している農地で、周辺農地への影響ないと判断しております。

議長（沼部会長）

次に3番の現地調査について3番高橋善一委員より報告をお願いいたします。

3番
（高橋善一委員）

雪で見えませんが、常に通っているところで、昨年まで豆などを栽培していました。問題ないことを報告いたします。

議長（沼部会長）

次に4番の現地調査について2番高橋誠一委員より報告をお願いいたします。

2番
（高橋誠一委員）

積雪で現地は見えませんが、私の耕作地の近くであり、周辺農地に影響ないことを確認しました。

議長（沼部会長）

次に5番、7番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。

14番
（大武伸彦委員）

昨年11月に確認している農地であり、耕作され周辺農地への影響ないことを確認しております。

- 議長（沼部会長） 次に6番の現地調査について8番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。
- 8番（佐藤一志委員） 積雪で現地は見えませんでした、以前に確認したことがあり、問題はありませんでした。
- 議長（沼部会長） 最後に8番の現地調査について、私の担当地区でありますので、報告いたします。
- 1番（沼部清伸委員） 昨年から相談を受けていた農地で、すべて耕作されていたことを報告いたします。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより議1号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し3件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がりましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲外 4 筆地目 畑 合計 2,395.8 m²を所有権移転し、工場敷地として利用するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第 1 種農地と第 3 種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

2 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲外 1 筆田 1,735.3 m² 畑 62 m² 合計 1,797.3 m²を所有権移転し、公立置賜南陽病院の駐車場として利用するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第 3 種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

3 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 地目畑 515 m²を使用貸借し、一般住宅を建築するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第 3 種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について 2 番高橋誠一委員より報告願います。

2 番
（高橋誠一委員）

3 番の案件については、申請地の一部に基礎がない小屋が建築されておりました。建築確認申請が必要ない建物であったため、農地転用申請も必要ないと考えていたそうです。耕作できる状態ではなかったため、現地確認後に始末書を提出するよう指導しました。

さきほど、申請者から始末書の提出があったことを確認したことをご報告申し上げます。

その他の案件は、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより議 2 号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）

……………全員挙手……………

許可相当の意見を付することが全員と認めます。

よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第7議第3号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第3号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年1月15日付け農第689号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて7件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田 703㎡ 外5筆、合計9901㎡を再設定の6年契約で、10月31日支払、物納 となっております。

2番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1, 362㎡ を再設定の5年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

3番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田 654㎡を再設定の5年契約で、12月30日支払、金納 となっております。

4番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田 175㎡ 外2筆、合計3,453㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

5番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田1927㎡ 外1筆、合計3,466㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

6番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1, 500㎡ 外4筆 合計3388.58㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

7番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 99㎡ 外5筆 合計1747㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納、となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………
決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後3時23分)